



西東京市長 丸 山 浩 一 殿

介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について（答申）

西東京市保健福祉審議会

会長 須 加 美 明

平成 28 年 10 月 13 日付 28 西健高第 4752 号による諮問について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

## 記

### 1 諮問事項

介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について

### 2 答申事項

介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）については、当面の間、利用者に負担を求めずに事業を継続することが妥当である。

### 3 答申理由

現在、市が行う介護予防事業のうち無料としているものは、福祉会館を拠点として行われている事業のトレーニングマシン（一般開放）のほか、健康体操教室、はつらつサロン（閉じこもり傾向な高齢者を対象）があるが、これらの事業の目的は、健康づくり・介護予防の動機付けとして実施している。

トレーニングマシンを用いる一般介護予防事業では利用料金を徴収しているが、これは事前と事後に測定を行い専門スタッフの指導をうける事業であり、トレーニングマシン一般開放とは目的が異なる。トレーニングマシン（一般開放）の目的は、高齢者の健康づくり・介護予防の動機付けを目標に掲げていることから無料とすることが妥当と言える。

今後も介護予防の必要性を周知すると共に、健康づくりの動機付けに貢献することが期待できることから、当面の間、利用者に負担を求めず継続すべきと考える。

### 4 附帯意見

今後については、地域包括ケアシステムの構築を進めて行く中、フレイル予防の観点など総合的に検証し、福祉会館の目的や介護保険との整合性については、本市が目指す高齢者施策及び介護予防事業の中で、利用者負担をどのように位置づけるかを検討すべきである。